

# 札幌大学における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における 不正行為防止に関する基本方針

令和4年12月21日  
令和5年6月30日一部改正  
令和6年3月22日一部改正

## 1. 趣旨

札幌大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。

## 2. 法令、指針、ガイドラインの遵守

公的研究費等（科学研究費助成事業、外部研究助成、受託研究費、産学連携契約研究費、学内研究費を含むすべての研究費）の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する法令、国や配分機関等が定める指針・ガイドライン等を遵守します。また、学内諸規程、運用ルール等を明確に定め統一的な運用を行い、必要に応じて見直しを図るとともに、学内外に周知・公表します。

## 3. 責任体制

本学に「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」及び「研究倫理教育責任者」を置き、各責任者が責任を持って不正防止対策を推進します。また、各責任者の役割及び権限等を明確化し、学内外に周知・公表します。

## 4. 研究費の適正な使用と研究費不正使用防止に関する意識の向上

公的研究費（札幌大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程第2条の定義に基づく）は国民の税金が原資であることを念頭に、法令及び学内諸規程を遵守し、効果的かつ効率的な研究費使用に努めます。

また、公的研究費に関わる全ての研究者及び事職員等に対し、コンプライアンス教育に関する研修及び啓発活動を定期的に実施し、不正防止意識の向上を図ります。

## 5. 研究倫理に関する意識の向上

研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、全ての研究者及び研究活動の運営・管理に携わる事務職員等に対し、研究倫理教育に関する研修及び啓発活動を定期的に実施し、倫理意識の向上を図ります。

## 6. 相談窓口の設置

公的研究費等の使用に関するルール、事務手続き等について、学内外からの相談を受け付けるための相談窓口を設置します。

## 7. 告発等の取扱い

公的研究費等の不正使用、研究活動における不正行為について、学内外からの通報に対応する通報窓口を設置します。通報に対しては、規程等に基づき調査体制及び手続きを明確に示し、公正かつ透明性の高い仕組みにより調査を行います。

## 8. 不正要因の把握、不正防止計画の策定及び実施

不正発生要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施することで、不正の発生を防止します。また、実施状況を定期的に調査するとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行います。

## 9. 監査体制

公的研究費の適正な管理のため、本学内部監査室による実効性のある監査体制を整備し、本学監事と連携のうえ、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施します。また、本学監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、全学的観点から確認し、その結果を理事会等で定期的に報告し意見を述べます。

以上